

新型コロナウイルス感染症（疑いを含む）における出席停止について

1. 日常の健康管理や発熱等の風邪の症状が見られる場合の対応

○自宅休養した場合の出欠の扱い

「学校保健安全法第19条による出席停止」又は「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰することができない事由で欠席をした場合などで、校長が出席しなくても良いと認めた日」として扱う。

| 状況 | 基本的対応 | 出欠席の扱い |
|-------------------|----------------------|--|
| 生徒が感染した場合 | 登校不可 | 出席停止（学校保健法第19条） ※感染が判明した日から治癒するまで（医師の判断） |
| 生徒が濃厚接触者に特定された場合 | | 出席停止（学校保健法第19条） ※感染者と接触した日の翌日から 7日間 |
| 生徒と同居する家族が感染した場合 | | 出席停止（学校保健法第19条） ※感染者と接触した日の翌日から 7日間 |
| 生徒の体調不良、風邪症状、発熱など | 登校自粛 早退及び 自宅休養 | 出席停止（学校保健法第19条） ※解熱後の登校の基準は地域感染状況により判断 |
| 同居家族が体調不良である児童生徒 | | 地域の感染状況に応じて校長判断による 出席停止 |
| 登校後学校において発熱を確認 | 早退及び 自宅療養 | 早退した日から出席停止（学校保健法第19条） ※症状がなくなるまで |
| 心配なので登校させたくない | 保護者の判断による 登校自粛 | 地域感染状況に応じて校長の判断により出席停止 (非常変災等生徒又は保護者の責任に帰することができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日) |

※生徒または同居の家族がPCR検査受ける場合は出席停止とする。

2. 出席停止の措置を取り、欠席した場合の手続き

- ① 再登校の際には、新型コロナウイルス感染症（疑いを含む）について出席停止連絡票を保護者が記入して必ず提出してください。
- ② 新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、再登校の際に出席停止連絡票を必ず提出してください。また、医療機関を受診した場合、治癒証明書提出が可能であれば提出してください。
- ③ 健康調査票を毎日記入し、登校の際担任に提出してください。

※健康調査票には、体温や症状の経過など詳しくご記入ください。上記の提出がない場合は、登校が認められません。

欠席した場合は、担任等より聞き取りがあります。ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。